

(別添3)

配 分 基 準 表

1 成果目標ポイント

成果目標として設定した項目について、設定した目標に応じて加点するものとする。

(1) 経営面積の拡大

成果目標に経営面積の拡大を設定している者にとっては、ア及びイにより加点するものとする。

ア 経営面積の拡大面積

施設園芸作	現状以上	0.1ha以上	0.2ha以上	0.3ha以上	0.4ha以上	0.5ha以上	0.6ha以上
果樹作	現状以上	0.3ha以上	0.6ha以上	0.9ha以上	1.2ha以上	1.5ha以上	1.8ha以上
上記以外	現状以上	2ha以上	4ha以上	6ha以上	8ha以上	10ha以上	12ha以上
点数	6点	10点	12点	14点	16点	18点	20点

イ 経営面積の拡大率

	現状以上	30%以上	33%以上	36%以上	40%以上	45%以上
点数	10点	12点	14点	16点	18点	20点

(2) 付加価値額の拡大

成果目標に付加価値額の拡大を設定している者にとっては、ア及びイにより加点するものとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、ア及びイの合計点数が20点未満の場合は採択しないものとする。

ア 付加価値額の拡大率

	10%以上	15%以上	20%以上	25%以上	30%以上	35%以上
点数	10点	12点	14点	16点	18点	20点

イ 付加価値額の拡大額

	現状以上	60万円以上	100万円以上	300万円以上	500万円以上	750万円以上	1,000万円以上
点数	6点	10点	12点	14点	16点	18点	20点

(3) 労働生産性の向上

成果目標に労働生産性の向上を設定している者にあつては、(ア)及び(イ)により加点するものとする。

ただし、以下のア及びイの要件をいずれも満たす場合は、(ア)について20点を適用するものとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、(ア)及び(イ)の合計点数が20点未満の場合又は(イ)における付加価値額が現状未満の場合は、採択しないものとする。

ア 助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が、農業の生産性の向上等を図るスマート農業技術の活用促進に関する法律(令和6年法律第63号)に基づき、生産方式の革新実施計画(同法第7条第1項に定める生産方式革新実施計画をいう。以下同じ。)の認定を受けていること。

イ 本事業により導入等を予定している全ての機械等が、当該計画のスマート農業技術(計画の別記様式第2号4(4)Bの欄)又は新たな生産の方式(計画の別記様式第2号4(4)Cの欄)と一致すること。

(ア) 労働生産性の向上

	3%以上	5%以上	7%以上	9%以上	11%以上	13%以上 又はア及びイの要件をいずれも満たす者
点数	10点	12点	14点	16点	18点	20点

(イ) 付加価値額の拡大額

	現状以上	60万円以上	100万円以上	300万円以上	500万円以上	750万円以上	1,000万円以上
点数	6点	10点	12点	14点	16点	18点	20点

2 取組内容ポイント

助成対象者の取組内容に応じて加点するものとする。

項目	配点の水準	点数
①経営管理の高度化	ア GLOBALG. A. P. 又は ASIAGAP の認証を取得している。	1点
	イ 青色申告を行っている。	1点
	ウ 農業版事業継続計画（BCP）を策定（農林水産省が公表している自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版等を含む。）している。	1点
②環境配慮の取組	環境負荷低減事業活動実施計画若しくは特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている。	2点
③輸出の取組	ア 輸出事業計画の認定を受けている、又は認定を受けた輸出事業計画に連携者として位置付けられている。	2点
	イ フラッグシップ輸出産地に参画している。	1点
④女性の取組	以下のいずれかに該当している。 ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者に限る。） イ 代表者が女性である若しくは役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っており、女性が当該部門の責任者であるもの	2点
⑤労働環境の改善	ア 労働保険（労働者災害補償保険・雇用保険）に加入している。	1点
	イ 社会保険（厚生年金保険・健康保険）に加入している。	1点
	ウ 労働時間、休憩及び休日について他産業と同等の労働環境を整備している。	1点

注：1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として、助成対象者の取組により算定するものとする。

2 環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）により都道府県知事が認定した計画をいう。

3 輸出事業計画とは、輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。

4 フラッグシップ輸出産地とは、フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輸国第256号）第5の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。

(別添4)

地区配分基準表

項目	配点の水準	点数
① 将来像が明確化された地域計画	事業実施地区の地域計画が将来像が明確化された地域計画である。	助成対象者のポイントに5点加点する。
② 誘致団地の創設	事業実施地区において、農業を担う者が定められていない農用地等を団地化し誘致団地を形成※すること（又は確実であると見込まれること）。 ※2筆以上で隣接した4ha以上の農地（中山間地域は2ha、樹園地は1ha、施設園芸は1ha）	助成対象者のポイントに5点加点する。

注：1 将来像が明確化された地域計画とは、以下の（1）及び（2）の要件を満たすものとする。

（1）農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する目標集積率について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

ア 目標集積率が、現状集積率を下回らないこと。

イ 目標集積率が8割以上であること。

ただし、都府県にあっては、農業地域類型が、市町村を単位として中山間地域である場合、目標集積率が6割以上であれば可とする。

（2）農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合

地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積が「区域内の農用地等面積」に占める割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあつては、1割未満であること

イ 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあつては、2割未満であること